

Title	明治期の信州における「子守教育」について：その発想法を中心に
Sub Title	Some remarks on the 'nursemaid training school' in Nagano Pref. in the Meiji era
Author	神津, 善三郎(Kozu, Zenzaburo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1967
Jtitle	哲學 No.50 (1967. 3) ,p.413- 432
JaLC DOI	
Abstract	<p>There is no denying that the social education in modern Japan -particularly for the laboring youth- has been developed from its outset in close connection with the modern Japanese school system. We can refer to the establishment of the vocational continuation school in 1893 as one of the most symbolic event of the course of this development. The writer of the present article has long made it his main task to trace the progress of the education for the laboring youth chiefly carried on by the vocational continuation school in the context of local history. This task, however, demanded him at the same time to investigate the educational countermeasures against the non-attendance of the poor children. He had to examine the rate of children's attendance to school in Nagano Prefecture during the Meiji era, and studied the central and local educational administration in term of the supervision over the compulsory attendance. (vid. Bulletin of Nagano Junior College, No. 20) In the meantime, the writer found it necessary to examine the system and principles of the nursemaid training school (Komorikyoiku jo, attached to the public elementary school), as one of the unique examples of the countermeasures taken by Nagano Prefecture. (vid. loc. cit. No. 21) In the present article the writer tried to see into the practical role and activities of this school and expose two aspects of the idea behind this special system. Tracing the various movements in the educational world of Nagano Prefecture, he proved that the way had split up into two different directions, i. e. the mere authoritative control against non-attendance and the humane encouragement to learning.</p>
Notes	第五十集記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000050-0422

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治期の信州における 「子守教育」について

— その発想法を中心に —

神 津 善 三 郎

1. はじめに—特別学級としての子守教育—

信州における「子守教育」なるものが、公立の尋常小学校に学級組織として付置することを、公然と認められるに至るのは明治32年7月である。すなわち県令第46号「尋常小学校特別学級規程」（以下特別学級規程という）がそれである。しかしながら信州においては、すでにこれよりさき、25年に屋代学校に、26年に上田小学校に、27年には長野市後町小学校に、28年には上伊那郡中箕輪村木下に、31年には小諸町宗心寺分教場に、そして32年には松本小学校男子部（現開智小）に、それぞれ「子守教育所」が付置されていたのである。

そもそも「子守教育所」なるもの、そして此の「特別学級規程」が設けられるに至った最大の理由が、明治20年代・30年代における貧民の子弟子女の就学督責・奨励対策のためであったことはいうまでもない。（この期における、本県の貧民子弟子女の就学状況とその督責対策については、国の幾多の督責対策と照応しながら、すでに「長野県短大紀要」第20号・第21号において明らかにした）しかし、それが必ずしも官側の上からの就学督責対策としてのみとられた対策ではなく、むしろ民間教育界或いは現場教師の発想によって開設され、その貴重な経験の積み重ねの上に

此の種に関する規程を設けられんことを其筋へ建議ありたり旨報告しすぎたり¹⁾

と、明治31年信濃教育会内に設けられた「子守教育取調委員」の一人、真木芳太郎が32年「子守教育について」²⁾のなかで言明しているのをみても、またこれよりさき28年10月同教育会が、大日本教育会の諮問に対して、

今の不就学児童を驅りて尽く就学せしめる方を設くること、但し其の費用は償金の一部を割きて其の基本金に充つること、児童を驅りて悉く学に就かしめんとするには、……半日学校を起さざるべからず、夜学教場起さざるべからず、冬期学校必要ならん、日曜学校も必要なる場合あらん、子守教場の如き巡回教授の如きも最も必要ならん³⁾ (点線筆者)

と答申しているところよりみても、このことは明らかである。なおまた、27年3月香川県内務部長より本県内務部長宛の

貴県乃上田町ニ於テ子守教育所ナルモノ設置有之実趣之? 実施ノ方法其他参考ニ致知度候詳細竝御調御回報……此之段御依頼候也⁴⁾

の公文書にみられるごとく、そして本県内務部長は取り急ぎ小県郡長に、その調査照会方を命じたところ、同郡長は

子守教育所実施ノ方法ニ関スル件当所主任タル上田尋常小学校訓導隠岐清重ヨリ別紙取調べ……⁵⁾

と、同年6月未日隠岐自身の筆による「子守教育所記事」をもって回答しているが、隠岐はこの記事の冒頭において

当校職員有志者相謀リ昨年三月子守教育所ヲ設置シテンス来既ニ一ケ年ヲ経過シ其間心ニ感ゼシ事項ヲ記述シテ后日ノ参考ニ備ヘント起稿仕リ居リ候折柄御下問ニ預リ候段不取敢別冊草稿ノママ進達候也⁶⁾

と述べているところからみても、本県における「子守教育」は、官側の上からの就学督責対策としてとられた施策ではなく、民間教育界或いは教員有志の発想にもとづき、しかもそれが全国にさきがけて、独自に「子守教育所」を公立小学校に付置し、ある程度組織的系統的に実施していたことは明らかである。したがって前記子守教育取調委員の一人真木芳太郎が32年に

我が国に於ても栃木群馬等始各委員をあげて目下此種の教育取調に汲々たる
と聞く、此の種教育の卒先者を以て自ら任ずる長野県人豈奮起一番せざるべ
けんや⁷⁾

と、「其筋への建議」となり、これに答えてようやく時の園山勇県知事は、
自ら説明を加えて前記「特別学級規程」を出すに至ったのである。

尋常小学校特別学級規程

第一条 市町村ハ就学児童ノ学力及年令等ニヨリ県知事ノ許可ヲ受ケテ尋常
小学校ニ特別学級ヲ設クルコトヲ得

第二条 特別学級ノ修業年限ハ三ケ年ニ減ズルコトヲ得

第三条 特別学級ノ毎週教授時間ハ十八時マテ減ズルコトヲ得

第四条 特別学級ノ教科課程ハ明治二十五年県令第二十八号尋常小学校教科
課程ニ依ルヘシ但シ第二条第三条ニヨリ修業年限又ハ教授時間ヲ減ス
ル特別学級ニシテ本条ニ依リ難キ場合ニハ其事情ヲ詳具シテ県知事ノ
指揮ヲ受クヘシ

第五条 特別学級ニハ明治二十四年文部省令第十二号学級編成ニ関スル規則
第九条ヲ適用スルコトヲ得

第六条 特別学級ノ教授ハ別ニ教授細目ヲ作り各教科トモ口授又ハ掛図等ニ
ヨリ教授シ生徒ニ教科書ヲ持タシメサルコトヲ得

第七条 特別学級ニ編入スヘキ児童ハ市町村ニ於テ其事情ヲ詳具シ予メ監督
官庁ノ許可ヲ経ヘシ

第八条 特別学級ニ編入シタル児童ノ学籍簿ハ便宜別帳トスヘシ⁸⁾

この「特別学級規程」の「子守教育所」に適用する基底となる条文は第4
条・第5条である。明治24年文部省令第12号「学級編成ニ関スル規則」第
9条とは、いわゆる「二部教授制」であり、この「二部教授制」は明治19
年の「小学校令」における「小学簡易科」の代位をなすものであって、と
もに教育費節約（地方財政ひっ迫にともなう）と就学督責を狙いとする対策で
あったことは、時の大木喬任文部大臣の訓令によっても明らかたところ
である。この訓令の精神に則り、県は25年3月、浅田徳則知事名をもって
「小学校教則並毎週教授時間」（県令第28号）を定め、その第21条で

尋常小学校及高等小学校ノ毎日教授時間ハ午前七時ヨリ午後四時マテノ間ニ於テ日ノ長短其ノ他土地ノ状況ニヨリ適宜之ヲ定ムヘシ 但シ全校ノ児童ヲ午前午後ノ二部⁹⁾ニ区分シテ教授スル場合ニ於テハ本文ノ時限ニ拘ラス別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

と定められ、ここに始めて本県における二部教授制の法的形態が整い、これに基づき「子守教育所」が実質的に運営されていたのであり、そしてこれが32年の「特別学級規程」に適用され、ここに「子守教育所」は公立小学校の「特別学級」として名実ともにその体制が整うに至るのである。この特別学級規程は翌33年9月一部改正され(旧規程第2条の修業年限3ケ年ニ減ズルヲ4ケ年ニ改ム)、さらに翌34年4月県令第25号をもって再び改正される。この改正は、33年の「小学校令」「同施行規則」による「半日小学校」の規則を適用するものであったが、この「半日小学校」の精神が、時の樺山文部大臣の訓令¹⁰⁾をまつまでもなく、貧民の子弟子女にして雇傭された児童のための「簡易便宜の方法」¹¹⁾であったことは申すまでもないが、このことは、すでに本県ではさきにみたごとく民間教育界から提案され(大日本教育会への答申・県当局への建議など)、この「子守教育」のごとく着々と実施されていたのである。

このように本県の「子守教育」は全国にさきがけて、民間教育界の発意と、その経験の積み重ねによって、官側を動かし「特別学級」として、公然と公立小学校の付属として設置されるに至ったのであるが、これを境にして本県教育界には「子守教育論」がその方法論までふくめて澎湃として起っているのである。本論においては、このような「子守教育」の発達過程において、その開設者・指導者の発想法から次第にその実態を明らかにしてみたい。

(注) 参考までに、他の研究書ならびに手元にある資料に限って他県の動きを見ると、玉城肇氏は「日本教育発達史」で、明治16年茨城県猿島郡小山村に(茨城県教育会会員渡辺嘉重氏の大日本教育会誌への報告)同24年愛知

県碧海郡小垣江学校に（婦人会雑誌記事）。それぞれ子守学校が設立され、その他の村でもかなりつくられたであろうと述べられているが、その他明治8・9年の文部省年報中「堺県年報」「大阪年報」に、此の種の学校が設けられたと報告されている以外に、明治34年福島県郡山第二尋常高等小学校に「子守教場」が、同36年高崎市彦坂町に「私立樹徳子守学校」が設立されている。

なお、本県では特別学級規程により「晩熟学級」「貧困児学級」「半玉学級」が開設されている。

2. その発想と実態について

明治31年、信濃教育会内に設けられた「子守教育取調委員」（前記真木芳太郎・隠岐清重外2委員）による「子守教育案序論一班」¹²⁾によれば

……熟々女子不就学の主因を採求するに子守をなすこと其一なり、家庭の貧困なること其二なり、学校教育の女子に適切ならざること其三なり、女子教育の必要を感ずる度薄きこと其四なり、而して其の最も重要なるものは第一にあり、生れて明治の盛生に遭逢し是等の原因の為に文化の沢に浴するを得ず、自ら蒙昧の妻となり不徳の母となり、累を其夫に其子女に其家に及ぼすもの個人の為国家の為共に不幸不利の極に非ずや、子守教育は実に此の最大の不幸不利を救済せんとする赤誠熱涙より由来するものなり。題して子守教育という不就学の第一因を除くにおいて何かあらん。授業料を徴せず学具を用せず第二因また去らんのみ、女子の心得を教え技能を授け育児法を説く第三因憂うるにたらず、女子の品位を高め風儀を改め智徳を養ひ教育の真価を認識せしめば第四因亦減少せん。こは主として消極的方面より見たるものなれども、総じて子守教育の目的とするところは、左の数項にあり。(1) 普通教育の欠を補う (2) 嬰兒保育の法を教う (3) 風俗を改良す (4) 家庭と連絡を通じ父兄をして教育の真価を知らしむる等により普通教育の普及改良を助く (5) 公共慈善の事業の振興を促す。是なり。(以下略)¹³⁾ (点線筆者)

と、子守教育の目的を論じているが、その積極的な目的は、就学督責によって子守達の風俗を改良し、あわせて彼女らの背負う嬰兒の保育法を教うことにあったといえよう。このことは県内において、最初に子守教育所

を開設した(明治25年)前記取調委員の一人真木芳太郎が、雑誌信濃教育掲載の「子守教育」¹⁴⁾のなかで、

従来世人の子守を遇するや冷且つ淡、既に子守といえは一種の賤しむべきものを意味する適用語となれるの風ありて、貴重なる嬰兒保育の任に当らしむべきものなること毫も年頭に措かざるごとく、随って其行為の野卑陋劣なるは固より其所なりとして是を怪まざりしなり、吾人教育に身を委ねるもの誰か黙するに忍ぶべけんや、且夫れ子守の任たる国家富強の基礎たる嬰兒を扶掖保育すべきものにして其の保育如何は延いて国家の盛衰に關す豈忽諸に附すべけんや。

然るに現時子守の有様を見るに因襲の久しき身其の職責を知るものなく朝より暮に至るまで三五群をなして夏は兒を炎熱に曝しつつ水泳を試み冬は兒を寒風に啼がしめつつ氷滑を為し、或いは寺院に集いては悪戯を為し常に猥せつ厭ふべき淫謡を唱えし甚しきは車馬に害を作り行人を罵り嘲る等其挙動の粗暴言語の野卑言ふに忍びざるの風をなす……(略)……此の惡品性の冥々中に嬰兒に害を及すこと幾何ぞ嗚乎世の慈母たるものをして一度子守の嬰兒に及す弊害の斯の如きを知らしめば誰か肌に粟を生ぜざるべき。

子守の実況前陳の如く危険なり然らば子女保育は元來母の任務たれば断じて子守廃止を実行すべきか然りと雖も……是に於て又子守を雇入るる止むを得ざるに至らん、然らば如何なる道をもって之を救うべきか他なし子守をして子女保育の法を完からしめざる可からず、之をして子女保育の法を免からしめんと欲せば先づ子守に普通教育を授くと共に子女保育の法を知らしむべからず是子守教育の設けなかる可からざる所以なり……

是一は国家富強の基礎たる嬰兒保育の法を完からしむると共に一は国に不学の徒なからしむる一挙兩得の策と云わざる可からず。¹⁵⁾

と論じているごとく、まさに子守教育なるものの狙い、その意図するところは、就学児童としての子守それ自身にあるのではなく、彼らの背負いたる嬰兒のために発想されたのであり、それが間接には就学督責の役を果し「普通教育の欠を補う」に至るといふ発想に基づくものである。このことは、後に(大正3年)県知事より「子守教育成績佳良」として表彰された中村多重も「子守教育附表飯論」¹⁶⁾において、

子守教育の目的は之を二つに分けて考ふることは得べし、曰く子守女子に普通教育を授くる事 曰く嬰兒保育法の改良を謀る事是なり而してこの二つの目

的は孰れを重しとし孰れを軽しとすべきか¹⁷⁾

を論じ、某医学博士の説まで引用し、無教育無智なる子守によって保育される乳幼児の身体的発達に及ぼす悪影響を説き

かかる今日の状況なれば予は断じて子守教育の第一目的は嬰兒保育法の改良を謀るに在りと主張す、而して嬰兒及び子守が家庭における實際生活の模様深く留意し彼らをして出来る丈け衛生的に道徳的に経済的に生活しうる様に適切なる訓戒を授け且之を実行せしむる事を得ば女子としての普通教育の骨子は既に己に授けられる者とするも敢て不可なかるべきか、彼の読み書きそろばん等の学科は結局此の第一目的を達するための方便として教授する方却って興味多かるべし……¹⁸⁾ (点線筆者)

と結論し、以下「嬰兒負ひ方の注意」「嬰兒泣き方の種類及其れに応じて担任教師が執るべき処置方法」¹⁹⁾などについて詳細に述べているのである。このように嬰兒保育の法を授くるを、子守教育の第一の目的とするという真木・中村の発想は「普通教育の欠を補う」という意味において普通教科を全く無視したということではない。真木は「屋代子守教育状況取調」²⁰⁾において、その「教科程度」²¹⁾を修身・談話・よみかき・算術・珠算とし、修身においては屋代尋常小学校の子守唱歌集によって

適当な歌曲を選び徳性を涵養しつつ俗謡を改良し 又彼らの遊戯を助けて登校を熱心ならしむるの方便とす²²⁾

とし、また談話においては

偶発事項として嬰兒取扱方等に付一週二日位極めて簡単な談話をなす 例 嬰兒には餅及之に類する咽喉に悶え易き物を食せしむべからず若しまた過ちて餅を咽喉に悶えしことあらば直ちに酢を飲ましむべし是急を救うの妙法なればなり²³⁾

と、乳幼児の救急法などを教え、よみかきは、

福島著 子守よみかき教授本による
主として平仮名を教え 以て名詞動詞其の他日常有なる詞の綴り方を授け簡易の往復文を作り得せしむるを目的とす²⁴⁾

とし、算術・珠算では

簡易なる四則混題を運算し得せしむるを程度とし 特に暗算に重きをおく²⁵⁾
とした。しかしその発足(25年)当初から、この状況取調の書かれた31年頃
までは

入学の前後年令の多少学力の優劣等に関わらず総て一学級とし単一教授によ
り教授するものとす

教授定日は屋代尋常小学校生徒と同一にして授業時間は一時間より尠からず
二時間より多からざることとし屋代尋常小学校生徒授業後とす²⁶⁾

という状況であれば、前述の程度の教科内容でも、十分な教育効果を挙げ
ることは容易なことではなかったと考えられる。いきおい嬰兒保育の法の
風俗改良を狙いとする修身(子守唱歌を中心とする)談話が中心とならざるを
えなかったであろうことは容易に推測される。子守教育10年の経験を経て
(註) なお前記中村が

子守の遊戯は負びたる小児に害ありとの説あり 曰く小児を負び居る者に遊
戯の出来うる筈なし。若し之を行行時は必らず小児を苦しむ事少からずと一般
に信ずる所となれり 然し之れ子守教育の目的に違ひ単に学科目を教授して足
れりとする偏見より起りしものならん。然らば子守教育の目的は如何小児保育
を教ふる事これなり。今その一編をあぐれば小児の負び方なり……²⁷⁾

と主張しているところからみても、このことは明らかである。

(注) さきに引用した中村の「子守教育附麦飯論」において、彼自身その冒頭
で「ここに予が明治25年4月以来専ら子守教育に従事し聊か得たる経験上
の結果を報告し……」とあるところから、35年8月雑誌信濃教育に掲載さ
れた(27)の引用文の書かれたのは、彼が子守教育10年の経験を経た彼のも
のと判断することができる。

このように、子守教育の目的とその内容についての発想は、屋代学校の
子守教育所以降(明治25年)、各小学校に付置された上田町を除く長野市と
松本町の場合も例外ではなかった。特に松本の場合、その教授要領で修身・
育児・国語・算術の教授順序まで詳細に規定しているが、その育児法にお

いては、子守たる者の心得から始り、小児の食物・運動・睡眠・玩具・衣服附褌・入浴・子守する場所・言語・行動・小児のかかり易き病気とその救急法等を教え、特に子守の心得については、子守の役目から始まり、子どもの身体を清潔にする心得まで事細かに小冊子としてまとめられている。長野の場合も、「子守教育につき当校の研究²⁸⁾」として報告していることは、子守の心得・小児の負い方・小児の泣き方・玩具と、松本の場合と大同小異のことである。さて、このような子守の心得・育児保育法についての教案が、どこから得られたかを示すものとして当時教師用として用いられた、現松本市立幼稚園保存の教科書の主なるものを下にあげておこう。

家庭文庫第六編 母親乃心得 下田歌子著 明治31年9月 博文館
 通俗家庭教育 全 新治吉太郎編 明治32年12月 富山房
 奉公訓話 完 下平楠堂編 明治36年9月 光風館書店
 育児日記 親ごころ 上下 小原頼之著 明治41年2月 文陽堂

もちろん、子守の心得・育児保育法を中心とした教授要領が、いつまでも続けられた訳ではなく、その後のわが国普通教育の普及発達と、特に32年の「特別学級規程」34年の「同規程」の改正以来、子守教育所が公然たる学級組織として陽の目をみるに至って以来、その内容・方法が漸次改良されていったであろうことは、前記(28)長野市立後町尋常小学校調査(39年)の「子守の教育」²⁹⁾をみても明らかなるところであり、また明治35年(これまで松本小女子部付属であった子守教育所が松本幼稚園付属となった)から40年まで松本幼稚園保母兼子守学級の教師として勤めた齊藤かめ(現姓赤羽 明治14年4月生)氏の談による。各保母兼教師によって受持教科時間が定まっていたという点(齊藤氏は算数と唱歌を受け持ち、唱歌の時間は参観者とともに泣かされたという)からみても明らかなるところである。しかし問題は一方において、それが就学督責・奨励の役割を果したとはいえ、真木・中村によって代表される、その目的内容についての発想法にあるというべきであろう。当時(32年)長野師範学校校友会誌「学友」が

自分が嘗て長野公園の中を逍遙して居った時、池の辺の東屋の中に二三人の子守と十四五のどこかの丁稚とが巻煙草を吹かしてそして笑ったり噪いだりして居った。其時に吾つくづく感じたことは、子守を置く位の家はかなり財産もあり家庭も良い内だに一旦児童を子供の手にかかせるや既にこの様である。そして子守の児童に及ぼす感化も非常に品性の善悪などはこう云う所から依って来ることが多い。児童は第二の国民なるそして子守も第二の国民の母である。それだから児童の善悪は国家の将来の消長に關するのである。長野には既に子守学校というものが設けられてある。(出るか出ぬかは知らねど)既にかの様であれば況して無い所は知るべきのみ。近頃家庭教育ということに注目するようになったは喜ぶべき現象である。がそれを全うし善良なる第二の国民を作るには、どうしても子守学校を起して子守を教育しねばだめだぞ。世の教育者よ此³⁰⁾の点に留意したならば子守学校を興せ 以上 紫筆 (傍点はすべて原文のまま)

と論じている点は、特にその発想法、すなわち子守を教育せんとする発想の基をなすものは、彼らの背負いし第二の国民たる児童であり、従ってわずか 12・3才の彼らに嬰兒保育の法を学ばしめんとする発想を最も象徴的に表現したものといえよう。前記教師用教科書の母親の心得・通俗家庭教育・親ごころはそのなかで特に「子守の利害」を論じ、その撰定・取扱い・教育(傳婢及び伽^{かしづき}の者^{とき}の撰定など)にまで及び、奉公訓話は子守の心得の始めに

白金も、 黄金も玉も 何せんに
まされる宝、 子に如かめやも

を載せ、子守心得二十六則一若狭の綱女一の物語りを説いているのである。

ところで、松本の場合その発想法には、いろいろな推測がされる。すなわち資料中年代不詳ながら最も古いものと思われる「子守教育に関する雜感」³¹⁾のなかの「子守教育実験の所見」において、子守教育の必要を

子守児童ハ殆ンド皆義務教育未済ノ者ノミナリ抑モ子守ナル者ハ従来ノ習慣上幼児ヲ消極的ニ監護シテ危険ヲ防グ役目ノ如クニ見ユレド決シテ然ラズ幼児ノ發育旺盛ニシテ最モ大切ナル時機ニ於テ無教育ノ子守ニ委ネ惡感化ヲ受ケンカ三ツ兒ノ魂百マデノ例ヘノ如ク長ジテ之ヲ矯成スルハ容易ノ事ニアラズ或ハ不注意ノ結果不治ノ病根ヲ招ク事アラン又不具者トナスモ少カラズ其他子守ノ

無教育ヨリ良家庭ヲ乱シ地方近隣ノ風俗ヲ害スルニ至ル 若シ之等ノ弊害ハ忍
 バントスルモ彼等多クノ子守児童ヲシテ生涯無教育ニ終ラシムルハ実ニ慘酷ニ
 シテ又国家政策ノ上ヨリモ不得策ナルハ当然ノ事ナリ。サレバ子守教育ノ必要
 ニシテ且救済的教育上最モ急務ナルモノト云フヲ得ベシ³²⁾

と述べているが(別冊「子守教育所見」³³⁾にも、これと同文のものあり)、「松本子
 守教育所調」³⁴⁾(年代不詳)と、松本幼稚園付属「松本子守教育所一覽表」(大
 正4年度)³⁵⁾の沿革では、

日々小学校男子部(今ノ開知部)ニ集マル生徒ノ体操遊戯ノ真似ヲナシテ遊
 ビ居ル子守数人アリタレバ之等ノモノニ時々面白キ談話ヲナシ又各自ノ学力ニ
 応シテ文字唱歌等ヲ教ヘタルニ之ヲ伝ヘ聞キテ集リ来ル者益々多数トナレリ³⁶⁾
 此ニ於テ明治35年4月遂ニ一定ノ規則ヲ設ケテ小学校附属子守教育所ト称セリ

となっている。もちろん後者³⁶⁾のごとき現場教師の純粹な動機から出発
 した子守教育が、後になって前者³²⁾のごとく理由づけられたものと推測
 されるが、このように小学校(男子部)に子守教育所が付置されるに至る前
 年、すなわち31年には「松本子守会設置の計画」があったことを、同年4
 月の「松本親睦会」の雑誌(132号)が報じている。

子守の風儀如何が嬰兒の品性に影響を及ぼすの頗る大なるものありとせば、
 子守の風儀は勉めて之を善良ならしむるの必要あり。這回当松本町……(某等)
 主唱者となり(某)諸子の賛助を得て松本子守会というを字小柳町美以教会内に
 設置し市内子守女を集めて以て応分の学問を修めしめ大いに風儀をして改良す
 る所あらしめんと目下其計画中の由 尚該会規定の大要は

- 一、本会の目的は広く市内の子守女を集めて読書・算筆・唱歌等に修身・衛
 生・育児等の大要を授け大に其風儀を改良するにあり。
- 一、毎週火曜金曜の両日午前十一時より十二時迄を授業時間とす。但子供を
 伴い来るも妨げなし。
- 一、入会を望むものは其旨授業時間内に本会に申出づべし但総て無謝儀の事
 とす。

明治31年といえは、あたかも松本を中心に木下尚江・中村大八郎等の普
 選運動とあわせて社会問題研究会が行われ、一方「安曇野」の一角では、

相馬相蔵・井口喜源治に加えた木下尚江等を中心に禁酒会・芸者置屋反対運動という矯風会的運動が行われていた。しかも、この美以教会には相馬愛蔵夫妻・井口喜源治等が関係していたといわれるが、はたして相馬・井口あるいは木下等の運動と、この子守会設置の計画とが何らかの関係があったものかどうか現在のところ明らかにすることができない。しかし、当時の民間における矯風会的事業・運動として、両者が時期的に場所的に軌を一にする点は興味あることである。ところで、この松本における婦人矯風会的事業としての子守会設置の計画が、その背景となって小学校の子守教育所の開設となったかどうかという点が問題である。これも資料の面において未だ明らかにすることはできない。前記斉藤かめ(現姓赤羽)氏の談においても、美以教会内のこの計画については、なんら関知するところがないとのことであった。このようにみてくると、前記二つの資料(32)・(36)にみられる子守教育所付置の発想は、いずれを先きとし、いずれを正しいものとするか判断に苦しむところであるが、前記資料(36)のごとく、現場教師の純粹な発想に基づく子守教育が、あたかも当時の趨勢—女子不就学者の督責対策—のなかで、前記資料(32)のごとく権力末端者(郡長・学務委員・校長)によって理由づけられたものといえようか。このことは、松本の子守教育所の付置が屋代・上田・長野・小諸よりおそく、前記信濃教育会の子守教育取調委員による「子守教育案序論一斑」が発表され、「特別学級規程」がもうけられた年代と、時を同じくすることを思えば当然のことといえようか。しかし問題は、子守を教育するという発想において、就学督責の役を果しながら「普通教育の欠を補ふ」という意味においては、彼ら子守は教育の主体者であったかもしれないが、その教育目的の発想が、彼ら自身からではなく、彼らの背負う嬰兒そのものから出ていたという点に問題があるというべきであろう。いうなれば、子守の人間としての権利に基づく教育ではなかったのである。このような問題のよってきたる時代的背景その社会的基盤は、前記松本の教師用教科書の内容によって容易にうか

がうことができるが、つぎの松本子守教育所の子守歌は、悲哀のうちに、それを象徴的に物語っているといえよう（前記 齊藤かめ氏の談）。

子 守 う た (年代不詳)

一つとや	人は子供が基なり	子守の役目は重いぞや
二つとや	ふだん守なる遊びをば	努めてあぶなくない様に
三つとや	皆さん子守が遊ぶにも	背の子供を忘るなよ
四つとや	善き事手本にするがよい	言葉つかいも丁寧に
五つとや	いつもにこにこきげんよく	子守が笑へば子も笑う
六つとや	むりにおんだり寝かすなよ	おのが気ままにせぬ様に
七つとや	何をするにも子のためよ	子供がいやがる事をすな
八つとや	やがて子供は大人ぞよ	大人の如く大切に
九つとや	子守はなかなか大事ぞよ	親に代りて子を守る
十とや	毒なものをば与えるな	おもちや食べもの気をつけよ

一.	今はこうして子守をすれど	一生無学で暮しやせぬ
二.	子守なるのも今一二年	習いますぞよ針仕事
三.	守は言葉も行儀も大事	背の子供の手本ぞや
四.	泣くななげくな浮世は車	めぐる月日をまつがよい
五.	鈍いはものもとぎよで切れる	人も勉強で知恵がつく
六.	久留米がすりのおでんさんも女	わしも女じゃまけはせぬ
七.	親のめぐみで育った私	いつか帰へそう親の恩
八.	兄弟よ仲よく争するな	同じ五本の指ちやもの
九.	表口から施すれば	もどりますぞよ裏口へ
十.	あの子よい子や物しとやかで	あの子育てた親見たや ³⁷⁾

このような子守歌を、「普通教育の欠を補」わねばならぬ「第二の国民の母たる」彼ら自身に歌わせねばならなかったのは、半封建的資本主義社会と教育勅語イデオロギーの侵透をやまぬ天皇制絶対主義という思想的基盤に立つ、明治教育の体制下においては当然のことであったかもしれない。しかし問題は、同じ子守教育所開設にあたって、その発想が前述のごとき

場合と、あくまで「貧人小学」としての子守自身の教育という発想との相異にあるということである。すなわち子守自身を就学と教授の主体者として考えるか否かにあり、子守自身の人間としてし権利—教育権・学習権—に基づく発想であるかどうかという点に問題があるのである。同じ長野県内の子守教育所においても、前記隠岐によって始められた上田の場合は、まさに後者を意味し、屋代・長野・松本の場合と、その発想において、大いに異なるものであることが、資料からもうかがい知ることができるのである。

上田の場合、貧人小学としての子守教育所という発想のもとに、小県郡上田尋常小学校内に明治26年「上田子守教育所」を開設したのは、前記子守教育取調委員の一人である隠岐清重訓導であった。

(注) 隠岐は現在の明科町旧東川手村出身で第一回長野師範学校出身であり、明治37年県知事より「精励」による教育効績表彰を受けている。

隠岐は前記「子守教育所記事」(明治27年4月)において、その「設立の基因」を

貧民ノ子弟ヲ集メテ教育セントハ当初ノ考ナリシカ其ノ計画ノ水泡ニ帰セン
ガ為転ジテ子守教育ヲ起スニ至レリ左ニ其ノ次第ヲ略述セン

貧民ノ子弟ヲ教育センニハ先ツ其父兄ニ論シテ教育ノ必要ヲ知ラシメ予メ開設ノ旨趣ト其ノ期日トヲ知ラシメザル可ラズ 然レドモ彼所ノ長屋ヲ問ヒ此所ノ裏店ヲ尋ネ 家毎ニ説キ戸ゴトニ 論スベキニアラズ 又新聞ニ広告スル訳ニモナラズ是ニ於テ一計ヲ案ジ按摩ノ口ヲ借りテ諸方ニ説カシメルニ如カズト無病ノ身嘗テ迎ヘシコトモナキ 按摩ヲ家ニ迎フル一再 或ハ用ナキ友人ノ家ニ就キテ按摩ヲ迎ヘシメ以テ教育必要ナル所以ト貧民教育ノ趣旨ト開設ノ期日トヲ約シテ諸方ニ説カシメ其ノ他種々ノ方便ニヨリ遍ク此挙ヲ貧民ノ父兄ニ知ラシムル事ヲ務メテ期日ノ至ルヲ待チタリキ³⁸⁾

と述べ、貧民子弟子女の教育が、その当初の発想であったことを明らかにし、しかもその開設にあたりての悲喜こもごもの労苦を記している。しかしその労苦は実らず

期クシテ心ヲ勞シカヲ至シテ開設ノ日ニ至リシニ門前僅ニ三五ノ貧子女ラシ

キモノノ佇立スルヲ見ルノミ之ヲ呼ベドモ応ヘズ之ヲ招ケドモ至ラズ出デテ之ヲ迎ヘントシタルニ逡巡シテ遂ニ其影ヲ隠シテ一兒女ヲダモ得ル能ハザリキ余ハ茲ニ於テ貧民教育ノ念ヲ絶テリ³⁹⁾

と、開設当日の貧民子女のいぢらしき姿を髣髴させる模様を記し、その挫折とともに貧人教育を断念するに至った事情を記している。かくして彼は

是レヨリ先キ常ニ子守女ノ言語挙動ノ鄙猥ニシテ直接ニハ負担セル幼児ノ心性ヲ傷ヒ間接ニハ世ノ風儀ヲ害セン事ヲ憂ヒ時ニ通信講談等ノ席ニ於テ子守ノ悪風ヲ指点シテ雇主ニ向ツテ注意ヲ与ヘタル事モアリキ

彼ノ貧民教育ノ計画ノ無功ニ帰スルト共ニ念ヲ彼レニ絶チ思フ此ニ傾ケ同僚出野音吉、河内山虎其他ノ人々ノ贊助ヲ得テ子守教育所設置ヲ見ルニ至ル事トハナレリ⁴⁰⁾

(注) 河内山虎は信州教育功勞者烈伝中の唯一の女教師で、明治34年隠岐と共に県知事より「女子教育に貢献」をもって教育功績表彰を受け、出野もまた43年「同一校ニ勤続誠実熱心」をもって表彰を受けている。

と、貧人教育の念を絶ち子守教育への転換の経過を述べている。なる程この転換への発想には、前記真木・中村或いは松本の場合のごとき発想法がみられるにしても、貧人教育が彼本来の願いであることが、この文とともに、後述の子守教育所実施にあたっての記事からも、うかがい知ることができるのである。

さて、いよいよその発足にあたり、彼はその「設立の方法」を、つぎのごとく記している。

子守教育所設置モ既ニ同僚ノ協賛スル所トナリ茲ニ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ
 費用 町費若クハ校費ノ補助ヲ仰ガズ又他人ニ義損金ヲ求メズ
 場所 上田尋常小学校女子部内ニ設ク
 時間 毎日午後三時ヨリ一時間乃至二時間トス
 器具 一切器具ヲ貸与ス
 学科 修身・読書 作文 算術 習字 唱歌 裁縫(裁縫ハ当分欠ク)
 教師 唱歌ノ教授ハ輪番交代トシ其他ハ担任者ヲ定メ総テ無報酬トス
 開所 明治26年3月14日ト定ム⁴¹⁾

「設立の方法」は立てられても、彼の頭からは貧民教育開設時の失敗が離れず、彼はここでも特に「募集の方便」をつぎのように記している。

彼等ヲ集ムル当テナセン処ノ方便ハ左ノ如シ

一、本科生徒ノ中上級生徒ニ語ルニ子守教育所設置ノ事ヲ以テシ之ヲ父兄ニ通ゼシメタリ

一、一ノ趣旨書ヲ作りテ父兄ノ許ニ贈レリ (別紙ノ如シ)

一、子守ヲ見ル毎ニ教育所設置ノ事ヲ語り来リ学バン事ヲ奨ム

一、子守等ノ街頭ニ遊ベル際降雨ニ逢ヒシ時ニハ学校ニ於テ傘ヲ貸シ与ヘタリ

大体ハ前ノ四ケノ方策ヲ以テ招集センノミ而テ開所予定ノ日ニ至リ彼等ノ門前ニ来ルモ何ヤラ耻ヅル有様ナリシニヨリ故ラニ吾ヲ卑シテ彼等ニ接近シ遂ニ教育室ニ入ラシメタリ一人入り来レバ二人三人ト次第ニ増加シテ遂ニ初日九十三名ノ多キニ達セリ⁴²⁾

(注) 明治32年松本子守教育所開所時ノ生徒数モ83名ノ多キヲ数ヘ、特ニ松本の場合ハ男児22名を含むことは特筆ニ価する。

思いがけざる多数の参集に驚き、彼は当初の計画——組の編制——を、数組の編制に急遽変更し

い組 嘗て一年若シクハ二三年モ就学セン事ノアリシモノニシテ今ハ退テ今ハ子守ノ籍ニアルモノヨリ組織ス

ろ組 此ノ組ニ入ルモノハ子守ニアラズシテ貧民ノ子弟ナリ此等此所ニ来ラズンバ到底一文字ダモ学ブ事能ハズ遂ニ不学ノ徒タランノミ。是レ余ガ今後貧民教育所ヲ設置センガ為メノ萌芽ニシテ前ニ集メント欲シテ能ハザリシモノナリ

は組 此所ニ集ルモノ真正ノ子守女ニシテ目ニ一丁字ダモ弁ゼザルモノナリ而テ此処ニ集ルモノ其数尤モ多シ是レ此教室ノ装置ニ意ヲ用ヒシ所以ナリ (教育装置ノ部)⁴³⁾ (傍点筆者)

とした。その一組ろ組は、彼念願の貧民教育の組として、その年来の願いがかなえられ、いかに満足したかが察せられる。しかもまた この組編成の後段で特に

此他ニ尚記スベキモノアリ彼等子守ノ背負ヒ来リシ処ノ小児中ニハ其年令四

五歳ニ達セシモノアリ此等ハ終日背上ニ居ルヲ好マズ時ニ自分ノ意ニ任セテ遊
 バン事ヲ欲スルモノノ如シ故ニ其等ヲ一室ニ集メテ一人ノ教師之ヲ保護シ随意
 ニ遊バシム（其間子守女ハ自己ノ学習ヲナス）

是レ即必要ニ迫マラレ自然ニ形ヅクリシ幼稚園ニシテ彼ノ奢侈的ナルモノニ
 アラズ特ニ此ニ記ス⁴⁴⁾（傍点筆者）

と記している。彼はあくまで子守児（貧民子女）が学習の主体者として、学
 習のしやすきように「教育室の装置」の工夫をこらした。この結果は、あ
 たかも明治10年学区巡視にともなう九鬼の報告「幼稚園ノ原素タルベキモ
 ノ」⁴⁵⁾となり、しかも、それは決して一部特権階級の子弟子女の幼稚園とは
 異なるものであることを、彼はあえてことわっているのである。これは明治
 33年ケーベル博士らの物心両面からの援助によって、野口幽香・森島峰に
 よって始められた二葉幼稚園が（東京麴町）、後に（39年）鮫ヶ橋（当時の東京
 における代表的なスラム）に移転し「貧民幼稚園」として大きな役割をはた
 し、やがて保育園に改称するに至る発想の先駆的役割をはたしていたもの
 ともいえよう。

（注） 隠岐の「自然ニ形ヅクリシ幼稚園」の発想は、松本の場合にはこれを計
 画的に実施している。すなわち前記「松本子守教育所調」（年代不詳）の沿
 革によれば「……此ニ於テ明治三十二年四月遂ニ一定ノ規則ヲ設ケテ小学
 校附属子守教育所ト称セリ 翌三十三年子守ニハ女子多ク且背負ヘル小児
 ノタメニモ女教員ノ適当ナルヲ認メ之ヲ当時ノ女子部ニ移シ教師交代ニ教
 育スル事トセリ更ニ翌三十四年之ヲ幼稚園ノ附属トナス多クノ玩具アリ面
 白キ絵画アリ小児ヲ遊バシムルニモ都合ヨク且子守ヲシテ幼児保育ノ実際
 ヲ見セシムル等一層ノ便利ヲ得タリ」となっている。しかし、これはあく
 まで便宜的手段であって、幼稚園は別に厳然と存在していたのである。

さて、以上のような隠岐の発想に基づくが故に、彼の子守教育所記事は、
 あくまで学習の主体者としての子守児が中心となっており、その教育内容・
 方法についても、その苦心のあとが記されている。たとえば、その修業年
 限について、彼はそれを「定メザル所以」として、

当初ノ目的ハ彼等ニ普通ノ知識ヲ与ヘ彼ラノ風儀ヲ矯正セント計ルモノナレ

バ絶エズ余ガ手許ニ来ラシメザルベカラズ風俗ノ矯正遂ニ其目的ヲ達スル事能ハザルベシ是レ余ガ教育所ハ他ノ学校ト異リテ修業年限ヲ定メザル所以ナリ然レドモ凡ソ一ケ年ニハ彼等ノ新陳交代実ニ驚クベキモノナリ⁴⁶⁾

と、彼ら子守児一貧民子女一への教育愛を吐露し、またその「教育課程表」は、修身・読書・習字・作文・算術・唱歌とし、(松本の場合は、これに遊戯・育児法が加わる)。いわゆる「嬰兒保育ノ法」は単に修身の一部として「幼児保育ノ心得」が加えられているにすぎず、此の記事のどこにも屋代・長野・松本の場合のごとく、その心得についての詳細な記事は見い出せない。しかも、さきに引用した(6)この記事の冒頭の文

当校職員有志者相謀リ昨年三月子守教育所ヲ設置シテ以来既ニ一ケ年ヲ経過シ其間ニ心ニ感ゼシ事項ヲ記述シテ后日ノ参考ニ備ヘント起稿仕リ居リ候折柄御下問ニ預リ候段不取敢別冊草稿ノママ進達候也 (再掲)

からみても、この記事が決して上からの下問に答えるために、わざわざ筆をとったものではなく、隠岐自身の確固とした信念に基づく発想が、そこに大きく支配していることが理解できるのである。

3. おわりに

さて、以上信州における子守教育の発生の事情とその実態について、特に松本の場合と上田の場合を対比しながら、資料に基づき考察してきたのであるが、そもそも子守教育なるものが、特殊日本的な資本主義の半封建的本質ゆえに生じた教育上の恥部を象徴するものであり、特にその資本主義の経済恐慌の波を常に真正面から受ける本県、すなわち養蚕業と稲作を農業経営の両軸構造とする農業県としての信州においては、その社会的経済的基盤の脆弱性が、貧農民の子弟子女の就学を阻害する結果をもたらし、それが明治34年までに県下7ヶ市町村の公立小学校に子守教育所を付置せしめることになったと考えられるが

(注) 明治30年代40年代における、長野県の年少労働者の全労働者中に占める割合は全国でもトップクラスであり、またこの期における他府県への流出

も極めて多かった。(年少労働者とは14才未満の児童をいう)

しかし、それが必ずしも官側の上からの就学督責対策に應ずるためのものではなく、むしろ民間教育界ならびに現場教師の、ヒューマニティに富んだ発想によるものであるところに、その特色があったというべきであろう。しかし明治20年代から30年代にかけての地方における就学奨励・督責対策が、貧民子弟子女を学習の主体者・教育の権利者としてとらえるか否かによって、それが単なる督責になるか、奨励になるかという就学問題における発想法の基本的な相異がでてくるであろう。もちろん明治体制確立の期において、それが教育政策としての督責となり、また慈惠的教化政策としての教育政策となる必然性をもっていたとはいえ、なお民間教育界・現場教師の間に、国民を、国民一人としての貧民子弟子女を、学習の権利者としてとらえたところの「子守教育所」設置を(公立小学校に)主張する者のあったことは特記すべきことであろう。

しかし前記松本子守教育所の子守歌と、明治36年設立の群馬県高崎市の「私立樹徳子守学校」の校歌は、明治体制下における教育思想の基盤と「子守教育」の目的とその発想法を象徴的に示すものといえよう。

校 歌

- | | | |
|----|--------------|----------------------------|
| 一. | 人の思ひ子預りて | 抱きつ背負いつ守る身の |
| | 重さは体のみならで | 常の心にあるぞかし |
| 二. | 風邪も引かせず怪我させず | 生ふし樹てつつ国のため |
| | 家の為にとつくすなる | 子守の徳こそたふとけれ ⁴⁸⁾ |

< 注 >

- 1) 雑誌 信濃教育 明治32年8月号「子守教育について」在屋代 真木芳太郎
- 2) 同上
- 3) 信濃教育会50年史

明治期の信州における子守教育について

- 4)～6) 明治27年4月 「子守教育所記事」 小県郡上田尋常小学校内 上田子守
教育所 県資料室 資料
- 7) 前掲書 1) に同じ
- 8) 明治32年7月 県令第46号 県資料室 資料
- 9) 明治25年3月 県令第28号 県資料室 資料
- 10)・11) 明治以降教育制度発達史 第4巻
- 12)・13) 前掲書 2) に同じ
- 14)・15) 前掲書 1) に同じ
- 16)～19) 雑誌 信濃教育 明治33年9月号 在更級 中村多重
- 20)～26) 前掲書 明治31年1月号 在屋代 真木
- 27) 前掲書 明治36年8月号 長野尋常小学校内 中村多重
- 28)・29) 前掲書 明治39年12月号 長野市立後町尋常小学校調査
- 30) 「学友」 明治32年4月30日発行 編輯者 宮下琢磨
- 31)～37) 松本市立幼稚園保存資料
- 38)・44) 前掲 4) に同じ 県資料室資料
- 45) 明治以降教育制度発達史 第1巻
- 46) 前掲 4) に同じ
- 47)・48) 大正2年3月 「私立樹徳子守学校要覧」 群馬県高崎市
松本市立幼稚園保存資料

(42.1記)